資料６－５

諸外国における再割当制度等の紹介

発表資料

2026/11/17

Contents

01 前提と結論 P.3

02 制度比較 P.7

03 主要事例 P.16

04 国別補足 P.21

05 出典・参考文献 P.28

01

前提と結論

調査の概要

主要6か国を対象に、携帯電話用周波数の継続利用・再割当てに関する制度と運用実態を、文献調査及び有識者インタビューを通じて調査した。



調査目的

諸外国における携帯電話用周波数の継続利用・再割当ての制度と運用を把握し、周波数の有効利用と投資の予見可能性を確保する仕組みを比較・整理する。



調査対象

- 調査対象国
  - 米国 ／ 英国 ／ 仏国 ／ 独国 ／ 韓国 ／ 豪州
- 主な調査項目
  - 免許・利用権の期間、更新・延長
  - 継続利用の判断基準・手続
  - 利用条件と履行確認
  - 条件未達時の措置・再割当て
  - 事業者が支払う費用・投資促進策



調査アプローチ

- 文献調査
  - 法令・規制当局資料
  - 免許・割当条件
- 事例調査
  - 更新・延長・再割当て
  - 条件未達時の措置
- 有識者インタビュー
  - 制度の背景・運用実態
  - 投資への影響・課題

※文献調査は、Grand View Research, “Spectrum Reallocation and License Renewal Frameworks”及び同レポートの参照文献を基礎として実施

制度・規定の整理に加え、具体的な運用事例と有識者インタビューを組み合わせることで、
制度の背景、実際の運用及び事業者の投資への影響まで確認

調査対象となる「免許・利用権」の違い

諸外国では、主に一定の周波数帯・地域について事業者に利用権を付与するのに対し、日本では開設計画の認定等と個々の無線局免許を組み合わせて管理しており、比較に当たっては制度上の単位・構造の違いに留意する必要がある。

	日本[64][65]		諸外国[2][12][24][34][43][54]
	無線局免許	特定基地局の開設計画の認定等	
基本的な制度単位	個々の無線局 （周波数・設置場所等）	指定周波数帯 × 開設対象区域 （全国もしくは、市町村）	周波数帯 x 地理的な範囲
付与される権利	無線局を開設・運用する権利 （先願主義）	指定周波数帯 x 指定区域地域について無線局免許を排他的に開設・運用する権利	一定の周波数を利用する権利
有効期間	無線局免許は最大５年	原則10年	国・帯域により10～20年程度、又は無期限
有効期間満了時の対応	再免許等	有効期間満了後の更新制度なし	更新、延長、再割当て、条件変更等

制度上の単位・構造は異なるものの、電波の有効利用を確保する基本的な考え方には共通性がみられる。
本調査では、制度名称や期間を単純比較せず、周波数の継続利用をどのように判断・管理しているかという機能に着目して比較する。

エグゼクティブサマリ

諸外国では、事業者による周波数の継続利用に一定の予見可能性を確保しつつ、利用実績、カバレッジ、競争及び公共利益等を踏まえて継続利用の可否や条件を判断し、その履行を確認することで周波数の有効利用を確保している。

01 継続利用の判断

継続利用は一律・自動的に決まるものではなく、利用実績、競争、公共利益等を踏まえて判断

- 米国では、継続的なサービス提供、ネットワーク整備、法令遵守等を更新時に確認[2][3]
- 仏国では自動更新権はなく、周波数の効率利用、既存投資の継続性、競争環境と公共利益を考慮して継続利用の可否・条件を判断[24][26]
- 独国では再オークションだけでなく、公共政策上の条件を付した延長も選択[34][35]
- 豪州では、免許ごとに更新の公共利益を評価[54][57][59]

代表事例｜豪州[57][58][59]
豪州｜2028～2032年に満了する主要免許について、2023～24年からESLsによる評価を開始。2025年4月に豪州当局が更新を支持する暫定見解を示し、2026年6月から850MHz・1800MHz帯の更新申請受付を開始

02 条件設定・履行確認

継続利用に政策目標を反映した条件を設定し、利用期間中もその履行状況を確認

- カバレッジ、道路・鉄道、通信品質、ネットワーク整備等を政策目的に応じて条件化[13][26][35]
- 帯域特性、技術成熟度及び事業性を踏まえ条件を設定し利用期間中も履行状況を確認[27][35][46]
- 条件未達時には、是正、制裁金、期間短縮、取消し等を段階的に適用[2][5][8][9][25][43][46]

代表事例｜仏国[26][27]
New Deal Mobile900MHz、1.8GHz、2.1GHz帯の継続利用と、地方部・交通路等を含む4Gカバレッジ拡大の義務を組み合わせ、免許条件として履行を確保

代表事例｜独国[49][36]
2025年延長800MHz、1.8GHz、2.6GHz帯について直ちに再オークションせず、2030年まで利用権を延長する一方、新たなカバレッジ・地方展開・競争上の義務を付与

03 投資促進・利用予見性

履行確保を厳格化するだけでなく、早期の方針提示や長期的な利用見通しにより投資の予見可能性を確保

- 満了前に公開協議や事業者との調整を通じ、更新・再割当てに係る方針・条件を事前に提示[30][35][57][59]
- 条件付き延長や長期利用により、既存ネットワークへの継続投資を促進[20][26][35]
- 費用調整や投資インセンティブを組み合わせる国も存在[51][62]

代表事例｜韓国[50][51]
2026年再割当てにおいて、追加の屋内5G基地局の整備実績をKPIとし、達成状況に応じて再割当て時に事業者が支払う費用を減額する投資インセンティブを設定

諸外国の制度を踏まえると、日本においても、既存の制度構造を前提として、継続利用の判断基準、条件設定・履行確認、未達時の措置及び投資の予見可能性を一体的に捉え、周波数の有効利用を確保する仕組みを検討することが論点となる。

02

諸外国における
制度比較

携帯電話用周波数の継続利用を管理する制度単位と期間

諸外国では主に「指定周波数帯×地理的範囲」の利用権を付与する一方、日本では開設計画の認定等と個々の無線局免許を組み合わせて管理しており、期間は異なる制度単位に対して設定されている。こうした制度単位と有効期間の違いは、継続利用を「何について」「いつ」判断するかという制度設計にも関係する。

国	主要な利用権・制度	対象範囲	主な有効期間	更新・再免許・再割当て
米国 [2][3]	周波数利用権（Wireless Radio Service License）	指定周波数帯 × 指定区域（全米を区域に分けた単位、郡単位、複数州にまたがる広域単位等）	原則10年	審査後更新／更新拒否・再割当て
英国 [12][16]	周波数利用権（Wireless Telegraphy Act Licence）	指定周波数帯 × 全国	無期限が中心	無期限のため原則継続／条件変更・取消し等
仏国 [24][30]	周波数利用権（Autorisation d’utilisation de fréquences）	指定周波数帯 × 全国	主に15～20年	更新・条件付き延長／再割当て
独国 [34][35]	周波数利用権（Frequenznutzungsrecht）	指定周波数帯 × 全国または指定区域（工場・事業所等のローカル区域）	原則15年、最大5年延長	条件付き延長／競争的割当て
韓国 [43]	周波数利用権（Right to Use Radio Frequencies）	指定周波数帯 × 指定区域（割当条件に応じて設定）	最長10年（審査方式） 最長20年（価格競争）	再割当て／回収・競争的割当て
豪州 [54][55][56]	周波数利用権（Spectrum Licence）	指定周波数帯 × 指定区域（約9km四方のグリッドで指定）	最長20年	更新／再割当て
日本 [64][65]	無線局免許	個々の無線局（周波数・設置場所等）	最長5年	再免許
	特定基地局の開設計画の認定	指定周波数帯 × 開設対象区域（全国等）	原則10年	有効期間満了後の更新制度なし
	特定高周波数無線局の開設の認定	指定周波数帯 × 開設対象区域（全国もしくは、市町村）	原則10年	有効期間満了後の更新制度なし

日本と諸外国では制度単位が異なるため、期間の長短を単純比較するのではなく、「何を継続利用の判断対象とするか」を踏まえて比較することが重要。次頁では、各国が継続利用をどのような時期・基準で判断しているかを整理する。

継続利用の判断制度

継続利用の制度形式は更新、条件付き延長、再割当て、無期限免許等に分かれるが、いずれも規制当局が利用実績、条件履行、競争及び公共利益等を踏まえて継続利用を管理している。

国	制度形式	有効期間中の利用継続管理	有効期間満了時の判断	有効期間満了時の主な判断要素
米国 [2][3][6][7]	更新審査	整備・カバレッジ義務等の未達時には、期限延長申請、終了・取消し等の対象	更新審査 → 更新／更新拒否・再割当て	サービス継続、整備実績、実効利用、法令遵守、競争への影響
英国 [12][23]	無期限免許による継続管理	免許条件違反、電波管理上の必要性等を契機に条件変更・取消し等	原則として定期的な満了・更新なし	－（定期的な満了・更新なし）
仏国 [24][25][26]	条件付き延長・再割当て	条件・整備義務を継続監視し、未達時には正式催告、制裁・利用権取消し等	満了前に更新・延長／再割当てを判断	効率利用、履行実績、競争への影響、地域接続性等
独国 [34][35][39]	条件付き延長・競争的割当て	条件不履行時には是正命令、金銭的制裁、利用権取消し等	満了前に条件付き延長／競争的割当てを判断	需要、効率利用、条件履行、カバレッジ、競争への影響
韓国 [43][46]	再割当て	条件未達時には是正命令、利用期間短縮、割当取消し等	満了前に再割当て／回収・競争的割当てを判断	利用実績、整備義務の履行、指定用途・技術条件、将来の利用計画
豪州 [54][57][59]	更新審査	免許条件・法令違反時には停止・取消し等	満了前に更新／条件変更／再割当てを判断	効率利用、サービス継続、競争への影響、将来投資への影響、公共利益

制度形式は国ごとに異なり、固定期間の制度では満了に際して継続利用を審査する一方、
無期限免許では条件変更・取消し等を通じて継続的に管理している。

継続利用を判断する際の主な評価項目

各国では、継続利用の判断に際し、制度目的や付与条件に応じて、利用実績、カバレッジ、品質、競争・公共利益等を組み合わせて評価している。

国	利用実績	カバレッジ	品質	その他
米国 [2][3]	継続的なサービス提供、ネットワーク整備・カバレッジ義務の達成状況を評価	人口・地理的カバレッジを評価（帯域別に人口40%、75%、80%等基準を設定）	全国共通のQoS指標は、独立した更新基準として設定せず	公共利益、競争、地方・先住民地域へのサービス提供等を考慮
英国 [13][16][17]	免許条件として設定されたネットワーク整備・カバレッジ義務の履行状況を確認	国土・道路等のカバレッジを評価（SRN(Shared Rural Network)等で目標を設定）	一部の周波数利用権（SRN）では、音声・データの利用可能性を含む「良好なカバレッジ」を免許条件としている（900/1800MHz帯が対象）	地方部の接続性向上、競争、周波数の効率的利用等を考慮
仏国 [26][27][33]	ネットワーク整備状況、整備目標・期限の達成	人口・地域・地方部・道路・鉄道等のカバレッジを評価（New Deal Mobileで地域カバレッジを重視）	「良好なカバレッジ」等を利用許可の条件としている（900/1800/2100MHz帯が対象）	地域接続性、デジタル格差の縮小、競争、周波数の効率的利用等を考慮
独国 [35][36]	基地局数ではなく、地理的カバレッジや利用可能速度等の利用者が得るサービス水準を評価	国土・地方部・道路・水路等のカバレッジを評価	最低利用可能速度等を利用条件として設定している（800/1800/2600MHz帯が対象）	地方部の接続性、競争、新規参入等を考慮
韓国 [38][45][46]	基地局・装置数とネットワーク整備状況を直接評価	人口・地理・農漁村等のカバレッジを評価（ただし人口カバー率のみでは判断しない）	サービス品質は別途評価するが、周波数割当条件の履行評価・継続利用判断への直接的な適用は本調査では確認できず	周波数の効率的利用、地方部の接続性、技術移行等を政策上考慮
豪州 [57][59][61]	周波数の実利用・効率的利用を評価	一律のカバレッジ義務は設定せず、地域接続性等を更新判断で考慮	共通QoS指標を周波数利用権の更新判断に用いる仕組みは確認できず。	競争、イノベーション、技術条件・干渉、地域接続性、公共安全・公共利益、投資等

各国に共通する単一の評価指標はなく、帯域・政策目的・付与条件に応じて、利用実績、カバレッジ、品質、競争・公共利益等を組み合わせて評価している。設備量だけでなく、実際のサービス提供や利用者が得る成果を重視する動きもみられる。

継続利用に係る履行確認の時期・方法

各国では、有効期間中は整備義務等の達成期限や継続的な監視を通じて利用条件の履行を確認するとともに、固定期間の制度では満了前に更新・再割当てに向けた確認・審査を行っている。

国	有効期間中		有効期間満了時	
	時期	方法	時期	方法
米国 [2][3]	整備・サービス提供義務ごとの達成期限	カバレッジ、ネットワーク整備・サービス提供状況を確認	満了90日前から更新申請	① 継続運用・サービス停止なし・法令等の遵守の自己認証書の確認 ② ①がNGの場合、サービス、カバレッジ、サービス中断、地方部等の審査
英国 [12][13]	免許期間を通じて	免許条件・利用状況等を継続的に確認	N/A	N/A
仏国 [24][26][27][30]	整備義務ごとの達成期限	カバレッジ・品質、指定地域へのネットワーク整備等を確認	満了前に検討。条件通知は少なくとも2年前	既存条件の履行、効率的利用、競争、技術・市場動向等を確認。必要に応じ公開協議
独国 [34][35][36]	整備義務ごとの達成期限	カバレッジ、品質、道路・鉄道等の達成状況を確認	満了に先立ち検討・公開協議	将来需要、市場・技術動向、条件履行等を確認し、関係者への公開協議を実施
韓国 [43][44][45][46]	割当時に設定された整備期限	事業者が提出するレポート、当局による審査、現地確認、評価委員会の確認	満了6か月前までに再割当て申請	利用実績、割当条件違反等を確認
豪州 [54][57][58][59]	免許期間を通じて	免許条件遵守、技術条件・干渉、周波数利用状況の確認	満了２年前から更新申請	条件遵守、効率的利用、公共利益等を確認

代表的な履行確認事例｜韓国28GHz[46]

事業者の整備実績報告 → 韓国電波監理機関による審査・現地確認 → 正式評価を実施。2022年の評価では整備条件未達を確認し、MNO K社、L社の28GHz帯割当てを取消し、MNO S社は利用期間を6か月短縮。

履行確認は、有効期間中の整備期限等に応じた確認と、有効期間満了前の更新・再割当てに向けた審査に大別される。
確認の時期・方法は国ごとに異なるものの、条件履行や利用実績等を継続利用の判断につなげる仕組みがみられる。

条件の履行確認と未達時の措置

各国では、利用・整備実績や免許条件の履行状況を確認し、未達・違反に対して是正機会を設けつつ、必要に応じて金銭的制裁、期間短縮、取消し・更新拒否等の措置を講じている。

国	是正機会（期間中）	金銭的処置（期間中）	期間短縮（期間中）	取消し（期間中）更新拒否（満了時）	主な事例
米国 [2][3][7]	○ 追加説明・資料提出等により履行状況を確認	○ 違反に対する制裁金等	–	○ 更新拒否、免許失効	周波数免許保有事業者 F社は整備義務未達により、米国当局が更新等を認めず、689件の周波数免許が失効した。周波数免許保有事業者 S社は整備義務違反等により1億ドルの和解金を支払い、196免許を返上した[6][7]
英国 [12][13]	○ 免許条件の遵守状況を監視し、必要に応じ条件変更等	△ 法令違反に対する金銭的制裁	–	△ 免許の変更・取消しが可能	MNO T社はSRNの一部カバレッジ基準に期限時点で未達だったが、その後整備を進め、約2か月後に達成が確認された。取消し等に至った事例は本調査では確認できない[13][17]
仏国 [25]	○ 正式催告により期限を定めて是正要求	△ 継続的な違反には制裁措置	△	△ 周波数利用権の停止・取消し等	New Deal Mobileの整備義務未達に対し、仏国当局は2024～2025年に4事業者へ計7件の正式催告を実施。その後、金銭的制裁・利用権停止・取消しに至った事実は本調査では確認できず[25][29]
独国 [34][35][39]	○ 条件履行を確認し、規制措置の対象	△	–	△ 条件違反等に対する利用権上の措置	MNO T社はLTE基地局の整備義務未達に対して60万ユーロの制裁金を警告されたが、その後期限内に3,040局を稼働し、制裁金は科されなかった[39]
韓国 [43]	○ 追加履行の機会を付与	–	○	○ 割当取消し	MNO S社は28GHz帯の整備条件未達により利用期間を6か月短縮され、短縮後の期限である2023年5月末まで追加整備の機会を付与された。しかし整備実績は目標15,000局に対し1,650局にとどまり、最終的に割当てを取消された[43][46]
豪州 [54]	○ 更新審査で追加情報・説明を提出	– ※更新にはSAC等の支払いが必要	–	△ 更新拒否が可能	MNO O社及びMNO T社は基地局展開ルール違反により豪国当局から正式警告を受けたが、その後の追加制裁は確認できない[54][63]

※○：制度及び携帯電話用周波数における適用事例を確認 △：制度上の措置は確認できるが、本調査では携帯電話用周波数への適用事例を確認できず –：本調査では制度・適用事例を確認できず
※金銭的制裁、期間短縮、取消し等は、違反内容・程度や是正状況等に応じて段階的又は選択的に適用され、必ずしも併科されるものではない。

継続利用・再割当ての判断時期とプロセス

各国では、有効期間満了に先立って継続利用・再割当てを検討するほか、制度によっては有効期間中にも政策・周波数管理上の必要性を契機に見直しを行う。また、公開協議や方針・条件の事前提示等を通じて、事業者が将来の周波数利用を見通せる仕組みが設けられている。

国	判断の契機・時期	判断プロセス	判断結果・選択肢	予見可能性を確保する仕組み
米国 [2][8][9]	**有効期間中：**政策・法令上の必要性を契機に再編を検討 **満了時：**非更新の場合に再割当て	米国当局のRulemaking等により政策方針を決定。必要に応じ政府周波数管理機関等と連携 → 競争的割当て → 移行	継続利用／用途変更・周波数再編／競争的割当て	再編時には事前の規則制定・意見募集等を実施 連邦機関の移転では、オークション収入から移転費用を補償する仕組みあり
英国 [12][20]	**有効期間中：**周波数管理上の必要性等を契機に条件変更・取消し等	英国当局が利用状況・将来需要等を評価 → 条件変更・取消し等 → 必要に応じ新たな割当て	無期限で継続／条件変更／返上・取消し後の再割当て	無期限免許により長期的な投資確実性を確保 周波数管理目的による取消しには最低期間・事前通知等の仕組みを設定
仏国 [24][30]	**満了前：**次期利用条件・再割当てを検討	仏国当局による公開協議 → 割当条件設定 → 公募・審査 → 政府決定	条件付き継続・再割当て／条件変更／競争的選定	満了前から公開協議・次期条件の検討を開始し、将来の利用条件・割当方針を事前に把握可能
独国 [34][35][36]	**満了前：**延長又は競争的割当てを検討	需要評価 → 公開協議 → 独国当局が延長又は競争的割当てを決定	条件付き延長／競争的割当て	公開協議・方針決定を満了前に実施し、延長可否・新たな利用条件の見通しを確保
韓国 [43][44][50]	**満了前：**再割当て方針・条件を検討	政策方針公表・関係者協議 → 条件・費用等を決定 → 申請・審査 → 再割当て	既存事業者への再割当て／周波数回収・再編／競争的割当て等	再割当て方針・条件を満了前に公表し、次期利用期間・費用・条件の見通しを提示
豪州 [54][57][58][59]	**満了前：**更新審査	情報収集・協議 → 豪国当局の優先見解 → 更新申請 → 審査 → 更新・条件等を決定	更新／条件変更して更新／更新せず再割当て・再編	満了数年前から更新審査プロセスを開始し、更新可否・条件・費用を段階的に明確化

継続利用・再割当ての判断では、判断基準だけでなく、検討開始時期、方針・条件の事前提示、公開協議等を組み合わせることで、事業者が将来の周波数利用を見通せる仕組みがみられる。

事業者が支払う費用

各国では、年間利用料、更新・再割当て時の費用、オークション等を組み合わせて周波数利用に係る費用を設定している。費用の目的も、市場価値の反映、管理コストの回収、効率的利用・投資の促進等で異なる。

国	年間利用料・保有コスト	更新・再割当て時の費用
米国 [4][5]	年間規制料を徴収。周波数保有量に応じた年間利用料はなし	更新時は行政申請料が中心。代表例：地理的区域免許50米ドル、サイト単位免許35米ドル
英国 [18][19]	年間利用料を徴収し、周波数の機会費用を反映。代表例：900/1800/2100MHz帯、主要MNO4社合計で年間約2.65億ポンド	更新時の一時金なし
仏国 [31]	年間利用料・管理料を徴収。算定方式により決定 ※比較可能な具体額は本調査では確認できず	再編費用を求める場合あり ※具体額は本調査では確認できず
独国 [35][41][42]	年間利用料を徴収。市場価値ではなく管理コスト回収型 ※具体額は本調査では確認できず	代表例：2025年の800MHz・1.8GHz・2.6GHz帯延長では新たなオークション対価なし
韓国 [43][50][51]	年間利用料を徴収。加入者数等を基に算定 ※具体額は本調査では確認できず	再割当て時の費用を徴収。 代表例：2026年再割当てでは約3.1兆ウォン、屋内5G整備実績に応じ最大約2.9兆ウォンまで減額（屋内5G局1万局以上で約3.0兆ウォン、2万局以上で約2.9兆ウォン）
豪州 [54][57][62]	年間利用料等を徴収し、周波数管理コストを回収 ※具体額は本調査では確認できず	更新時の周波数利用に係る費用を徴収 代表例：850MHz、900MHz、1.8GHz、2.1GHz、2.3GHz、3.4GHz帯等の更新時の費用はMNO、通信インフラ事業者の4社合計で約73.2億豪ドル

各国の費用制度は、市場価値の反映や管理コストの回収だけでなく、周波数の効率的利用や継続投資の促進と組み合わせて設計されている。
更新・再割当て時の一時的な費用だけでなく、年間料金や投資義務・インセンティブを含めて捉えることが重要。

投資促進・利用予見性を確保する仕組み

各国では、長期的な利用見通しや、満了前からの更新方針・条件の提示により事業者の利用予見性を確保するとともに、継続利用と整備義務の組合せや費用調整等によりネットワーク投資を促している。

国	主なアプローチ	具体的な仕組み	投資促進／利用予見性への作用
米国 [2][3]	継続利用＋整備条件	更新制度＋ネットワーク整備義務等	整備目標を事前に設定し、履行実績を継続利用判断に反映することで整備投資を促す
英国 [12][13][14][20]	長期的な利用見通し	主要帯域は無期限の周波数利用権＋地方部整備への公的支援	将来の周波数アクセス喪失への不確実性を低減し、長期的なネットワーク計画・投資を支援
仏国 [24][26][30]	継続利用＋追加整備	更新・延長条件は少なくとも満了2年前までに通知。公開協議等を経て次期条件を設定	継続利用と追加整備を組み合わせることで、ネットワーク投資を直接誘導
独国 [34][35][36]	利用見通し＋追加整備	2025年末満了帯域について2024年から公開協議、2025年に延長決定＋追加カバレッジ義務	利用期間の延長により継続利用の見通しを示しつつ、追加整備を条件化
韓国 [50][51][52]	費用と追加投資の連動	再割当て時の費用減額＋屋内5G整備	追加整備の実績に応じて再割当て時の費用を減額し、ネットワーク投資を直接促進
豪州 [57][58][59][62]	更新方針の早期提示	2028～2032年満了免許について2023～24年から検討開始。更新可否・条件・費用を段階的に提示	満了前から将来の利用条件・費用の見通しを示すことで、長期的な投資判断を支援

代表的な調査結果（英国｜長期利用による投資予見可能性） [12][20]
無期限の周波数利用権は、満了後に周波数を失う懸念を低減し、長期的なネットワーク計画やインフラ投資を支える。

代表的な調査結果（独国｜条件付き延長） [35][36]
2025年の条件付き延長は、周波数の効率利用、全国的な5G展開とともに、長期的な投資の確実性を重視した制度運用の一例。

各国では、「将来の周波数利用・条件を見通せる仕組み」と「追加整備を促すインセンティブ」を
単独又は組み合わせ、利用予見性の確保と継続投資の促進を図っている。

03

主要事例

①仏国 「New Deal Mobile」

New Deal Mobileは、900MHz・1.8GHz・2.1GHz帯の再割当てに際し、既存の携帯電話事業者に新たな周波数利用権を付与するとともに、地方部を含むカバレッジ・ネットワーク整備義務を利用許可条件として設定した事例である。[26][28][33]

背景

地方部を含むモバイルカバレッジとサービス品質の向上を目的として、政府、仏国当局及び4事業者は2018年1月にNew Deal Mobileについて合意した。満了が近づいていた900MHz・1.8GHz・2.1GHz帯について、新たなカバレッジ・展開義務を付した10年間の利用許可を付与する手続が行われた。

策定の経緯

2018年1月
政府・仏国当局・4事業者が合意
→ 2018年4月
900/1800/2100MHzの公開協議
→ 2018年8月
政府が公募を開始
→ 2018年10月
4事業者が応募、割当対象者を決定
→ 2018年11月
最終割当決定・4件の周波数利用許可を採択
→ 2021年以降
新たな利用許可の開始・義務の履行状況を監視

政策設計の考え方[26][28]

- 900MHz・1.8GHz・2.1GHz帯の利用権の再割当てと、新たなカバレッジ・ネットワーク展開義務を一体的に設定
- 新たな義務を周波数利用許可条件に組み込み、仏国当局による履行監視・執行の対象とした
- 対象を全国4G展開、重点地域の整備、交通路、通信品質、屋内カバレッジ、固定4G等に設定

政策内容・定量指標の設定[26][33]

- 各事業者が5,000の指定地域をカバー。自治体・政府が対象地域を選定し、原則24か月以内に音声・SMS・4G対応サイトを整備
- White Zones対象サイトを2020年末75%、2022年末100%4G化。約60,700kmの優先道路をカバーし、地域鉄道網は2025年末までに90%をカバー
- 900MHz・1800MHz・2.1GHz帯に「良好なカバレッジ」基準を設定。2025年末の2G/3G人口カバー率は各社99.6～99.8%

再割当ての結果[32][33]

- 900MHz帯：4社に各8.7MHz、1.8GHz帯：4社に各20MHz、2.1GHz帯：4社に各14.8MHz。※MNO Fは、2031年まで有効な1.8GHz帯15MHzを既に保有していたため、同帯域の再割当てには応募していない

成果・履行確保[27][29]

- 履行確保 ・カバレッジ・展開義務を周波数利用許可条件として設定 ・ARCEPが利用許可付与後も履行状況を継続的に監視
- 再割当ての実施結果 ・900MHz・2.1GHz帯は4社に利用権を付与 ・1.8GHz帯は3社に利用権を付与し、Free Mobileは既存利用権を継続

②独国 「Mobile Broadband – Project 2016」

Mobile Broadband – Project 2016は、2016年末に満了する900MHz・1800MHz帯と、移動通信用に転用する700MHz帯等を一体でオークションに付し、計270MHzを3事業者に割り当てた事例である。[37][38]

背景

2016年末に満了する900MHz・1800MHz帯の後継利用権の付与に加え、700MHz帯の移動通信への転用、周波数需要の供給超過への対応及び市場競争の維持を目的として、周波数再割当が実施された

策定の経緯

2011年12月 900MHz・1800MHz帯の需要把握を開始 ▶ 2013年6月 公開協議案を公表 ▶ 2014年12月 連邦政府・州政府が700MHz帯の移動通信転用で合意 ▶ 2015年1月 決定BK1-11/003を公表（1月28日） ▶ 2015年5～6月 オークション実施（5月27日～6月19日） ▶ 2017年1月 新たな利用権が発効

政策設計の考え方[37][38]

- 700MHz・900MHz・1800MHz・1.5GHz帯を一体で競争的に割当て
- 900MHz帯に2×15MHzの保有上限を設定
- カバレッジ義務を周波数利用権の条件として設定

政策内容・定量指標の設定[37][38]

カバレッジ義務として、2020年1月1日までに全世帯の98%、各州97%でセクターあたり下り50Mbpsの提供を課し、あわせて高速道路及び鉄道路線の全線カバーを求めた。900MHz帯には1社当たりの保有上限を設け、周波数の集中を抑制する設計とした。

周波数再割当の結果[38]

MNO F：700MHz 2×10 ／ 900MHz 2×10 ／ 1800MHz 2×10

MNO K：700MHz 2×10 ／ 900MHz 2×15 ／ 1800MHz 2×15 ／ 1.5GHz 20MHz

MNO V：700MHz 2×10 ／ 900MHz 2×10 ／ 1800MHz 2×25 ／ 1.5GHz 20MHz

計270MHzを3社に割当て。旧900/1800MHz利用権の満了後、2017年1月から新利用権が発効。

成果・履行確保[35][36][37]

700MHz帯を用いたLTE展開が進み、広域カバレッジが改善した。2025年3月24日、独国当局は、大統領会議決定（BK1-22/001）により、2025年末に満了する800MHz／1.8GHz／2.6GHz帯の利用権を2030年12月31日まで5年延長した。

延長に際し、2030年1月から国土面積の99.5%で下り50Mbpsを確保する義務等を新設した。あわせてMVNO・サービスプロバイダへのアクセス確保及び第4MNOとの1GHz以下帯の共用について交渉義務を課し、2025年12月31日までに合意が成立しない場合は独国当局が介入するものとした。

次の段階として、延長対象帯と2033年に満了する700／900／1.5／1.8GHz帯を一体で割り当てる方針が示されている。

③韓国 「2016年 2.1GHz帯再割当」

韓国の2016年2.1GHz帯再割当てでは、既存MNO S、Kの2社が保有していた100MHzのうち80MHzを両社に再割当てる一方、既存MNOの20MHzを競争手続に付し、MNO Lが取得した。[43][44][47][48][49]

背景

2001年にIMT-2000用として15年免許で割り当てられた2.1GHz帯100MHz幅が2016年に満了を迎えることを受け、韓国当局は2015年12月、既存事業者へのサービス継続を確保しつつ競争を促す方策として、80MHz幅を既存事業者へ再割当し、20MHz幅を競争的手続に付す分割方式を決定した。

策定の経緯

2001年
IMT-2000用に
100MHz幅を割当
→ 2015年11月
80MHz再割当＋
20MHz競争の方針
→ 2015年12月
分割方式を正式決定
→ 2016年3月
最低競争価格
3,816億ウォン公表
→ 2016年4～5月
20MHz幅のオークション実施
→ 2016年
MNO L社が落札、
80MHzを再割当
→ 2016年12月
MNO S社・K社の
利用期間が満了

政策設計の考え方[43]

同一帯域を分割することで、既存事業者のサービス継続と新規需要への競争導入を同時に成立させる考え方を採った。競争的手続に付した部分の落札額を市場参照値として再割当対価の算定に用いることで、行政的な再割当でありながら市場価格に近い水準を確保する設計としている。

制度内容・対価の算定[43][44][47][48][49]

80MHz幅の再割当対価は、20MHz幅のオークション結果を市場参照値として算定された。オークションはSMRA方式※1で、最低競争価格3,816億ウォン、利用期間5年とされ、MNO L社が同額で落札した。対価は免許期間中の期待収益に、競争手続による市場評価が加わる構造である。

割当の構造[43][44][47][48][49]

再割当ての結果、MNO Sの保有帯域は60MHzから40MHzへ20MHz縮退し、MNO Kは40MHzを継続。競争的手続に付された20MHzをMNO Lが取得し、0MHzから20MHzへ増加した。

事業者間の論点[43][44][47][48][49]

80MHz幅の対価の算定をめぐり、MNO S社及びK社は算定根拠の明確化を求め、MNO L社は20MHz幅のオークション結果と連動させるべきと主張した。事業者は最低競争価格や網投資義務にも懸念を示し、韓国当局は最終的にオークション結果を80MHz幅の対価算定手法に取り込んだ。

※1Simultaneous Multiple Round Auction（同時複数ラウンド競り上げ方式）。複数の周波数区画について、複数回の入札ラウンドを同時並行で行うオークション方式

④豪州 「ESLsプロセス」

豪州のESLsプロセスは、2028年以降に満了する周波数免許について更新・条件変更・再割当てを判断する枠組みであり、現時点では更新審査中のため、実際の割当帯域の変更・縮退は確定していない。[54][57][59]

背景

1990年代後半以降に付与された全国移動通信用免許が2028年6月から2032年10月にかけて順次満了する。更新は自動ではなく、長期的な公共利益の観点から豪国当局が判断する。根拠は2020年改正法であり、対象事業者はMNO3社と通信インフラ事業者1社である。

策定の経緯

2020年
無線通信法改正により再評価の枠組みを整備
▶ 2023～24年
ESLsプロセスの評価を開始
▶ 2025年4月
豪国当局が更新を支持する暫定見解を公表
▶ 2026年5月
4社に対するSAC総額を確定
▶ 2026年6月
850／1800MHz帯で更新申請の受付を開始

今後の予定

豪国当局による個別審査
▶ 更新可否決定
▶ SAC決定・通知

政策設計の考え方[54][57][59]

免許の更新を既得権としての自動更新とはせず、長期的な公共利益の観点から更新の可否を個別に判断する設計としている。効率的利用、投資状況、サービスの継続性、市場競争を総合的に評価したうえで、更新・条件変更・再割当のいずれかを選択する枠組みである。

制度内容・更新対価[54][57][62]

更新時にはSpectrum Access Charge（SAC）を一括で課すほか、年次の周波数免許税と事務手数料がかかる。価格はオークションではなくベンチマーク評価により、帯域ごとに単一の$/MHz/popを設定する方式で算定される。

ESLs評価対象・更新手続[57][58][60]

最初の更新申請窓口は2026年6月18日に850MHz及び1800MHz帯で開始し、以降2.5GHz帯は2027年10月、700MHz帯は2028年1月、2.3GHz帯は2028年7月、3.4GHz帯は2028年12月に順次開始する。更新後の免許期間を11年から16年へ延長する案も示されている。

ESLsプロセスの現在地[57][58][59][62]

豪国当局は対象免許について更新を支持する方向性を示し、免許ごとの更新審査を進めている。2026年6月、850MHz・1800MHz帯から更新申請の受付を開始。今後、個別審査を経て更新可否を決定し、更新する場合は免許ごとのSACを通知する。

04

国別補足

米国：周波数再編と移転費用補償の仕組み

米国では、更新時にサービス提供、免許条件の履行、周波数の効率的利用、競争等を踏まえて継続利用を判断するとともに、周波数再編時には移行期間や移転費用の補償制度を設け、既存利用者の円滑な移行を図っている。[2][3][8][9]

① 継続利用の判断[1][2][3]

- 免許は所有権ではなく、公共の利益に適合する限りで付与される条件付きの利用許可である。
- Renewal Standardに基づき、役務の提供状況や免許条件の履行状況を確認した上で更新を判断する。
- 一定の運用実績を有する免許人には、簡易な更新手続（Safe Harbor）が適用される。
- 用途を限定しない柔軟利用型免許が主流である。

② 周波数再編の仕組み[10]

- 連邦利用周波数の移転又は共用により商用帯域を確保する。
- AWS-1※1（1710-1755MHz）では連邦利用者を移転した。
- AWS-3※1（1695-1710MHz、1755-1780MHz）では移転と共用を実施した。
- CBRS及び3.45GHz帯では共用・移転を活用し5G向け帯域を確保した。

③ 既存利用者の移転支援[9][10]

- Spectrum Relocation Fund はオークション収入を原資に移転費用を補償する制度である。
- 連邦機関は移転計画を提出し、費用の事前査定を経て資金の払出しを受ける。
- 補償実績はAWS-1で15.5億ドル、AWS-3で34.2億ドル、3.45GHz帯で4.5億ドルに達している。

④ 移行期間・予見可能性[8][9][11]

- 法律により中長期の周波数パイプラインを示し、再割当ての見通しを確保している。
- 米国当局・政府周波数管理機関が候補帯域を事前調査し、再割当て・共用の可否を検討する。
- 米国当局が帯域ごとに移行期限を設定し、既存利用者の移行期間を確保する。
- 既存利用者は合理的な移転費用の補償を受けながら、設備・ネットワークを移行する。

※1AWS-1／AWS-3：Advanced Wireless Services。米国で商用移動通信向けに再編・割当てされた周波数帯及びそのサービス区分

英国：無期限免許とALFによる管理

英国では、主要モバイル帯域に無期限免許を採用して長期的な利用見通しを確保する一方、ALF、免許条件の変更・取消し、公的支援等を組み合わせて、周波数の効率的利用と継続投資を促している。[12][13][18][20]

① 無期限免許による継続管理[12][20][21][22][23]

- 900MHz・1800MHz・2100MHzは無期限免許であり、更新手続を経ずに継続利用できる。
- 固定期限型から段階的に無期限型へ移行しており、2100MHzは当初2021年12月末までの期限付きであった。
- 2025年割当のミリ波帯は無期限ではなく固定15年である。
- 英国当局は、法令上の要件・手続に基づき、周波数管理上の必要がある場合に免許条件を変更できる。
- 技術中立的な免許方式と周波数取引・共用の枠組みにより、効率的な周波数利用を促している。

② ALFによる効率利用[18][19]

- ALFはオークション価格等を参考に推計した市場価値に基づいて算定され、定期的に見直される。
- 2025年改定でALF総額は年約3.25億ポンドから約2.65億ポンドへ引き下げられた。

③ SRNによる投資促進[13][14][15]

- 政府が5億ポンド超、携帯4社が5.3億ポンド超を拠出し地方部の4Gエリアを拡大する取り組み。
- 目標は免許条件に組み込まれ、未達時は売上高最大10%の制裁金の対象となる。

④ 条件変更・取消しと予見可能性[12]

- WTA 2006※1に基づき、事情の重大な変化・有害な干渉の防止・再割当等の周波数管理上の必要がある場合に変更・取消し可能。
- 変更・取消しの前に、提案内容を免許人に通知し意見提出の機会を与える。
- 2023年12月、2100MHz帯の一部免許の取消しを5年の事前通知付きで決定。
- 原則、自動的な補償請求権はない。

※1Wireless Telegraphy Act 2006（2006年無線電信法）。英国の無線周波数免許、免許条件の変更・取消し等を定める法律

仏国：New Deal Mobile後の制度運用と次期再割当

仏国では、New Deal Mobileのカバレッジ等の義務を周波数利用許可の条件として法的に組み込み、仏国当局による継続的な履行確認と正式催告等により実効性を確保しつつ、次期再割当てに向けた条件検討を早期に開始している。[24][26][29][30]

① 継続利用・再割当ての判断[24][30]

- CPCEに基づき、免許期間は原則15～20年（上限20年）となっている。
- 免許更新は自動ではなく、仏国当局が競争・効率利用・政策目的を踏まえて判断する。
- 仏国当局は公開協議を通じて更新・再割当条件を設計し、更新時には新たな義務や条件の追加を提案できる。
- 次期更新・再割当に向けた検討は免許満了の5～10年前から開始され、公開協議を通じて将来の義務や割当方針が設計される。

② 義務の法的執行[25][26][29]

- New Dealの義務は2018年7月に免許条件へ組み込まれ、周波数利用許可条件として法的拘束力を得た。
- 不履行時はCPCE第L.36-11条により正式催告、金銭的制裁、取消しが可能である。
- 仏国当局は2024～2025年に計7件の正式催告を発出した。

③ New Deal Mobileの履行実績[27]

- 重点整備は必要5,246地点に対し4,239地点が稼働している。
- 優先道路のカバー率は4社とも99.9%、地域鉄道は99.1～99.7%である。
- 従来の不感地帯対策（White Zones）対象サイトの99.7%で4G化が完了している。
- 設備投資額は2021年の148億ユーロをピークに減少し、2025年は103億ユーロとなった。

④ 次期再割当てに向けた検討[30][32]

- 2025年10月、2030年以降に満了する帯域の再割当に向けた公開協議が開始された。
- 同協議では割当方式や競争に加え、6G及び端末間直接通信（D2D）、AI活用等を検討中である。
- 対象は700MHzから3.5GHzまでの主要7帯域に及ぶ。

独国：オークションから条件付き延長への転換

独国では、満了時にオークションを一律に実施せず、需要・競争・政策目的を踏まえて条件付き延長を選択することで、将来の利用見通しを確保しつつ、新たな展開義務や競争促進措置の履行を求めている。[34][35][36]

① 免許制度の特徴[34][35]

- TKG2021第92条は標準期間を15年、延長を最大5年と定めている。
- 独国当局は満了時に、周波数需要及び政策目的を踏まえ、延長と競争的割当のいずれによるかを判断する。
- 延長は自動ではなく、条件遵守や競争寄与等の評価を経て新たな展開義務や競争促進措置などの条件の付与が可能である。

② Project 2016との比較[37][38]

- Project 2016では700/900/1800/1500MHz帯計270MHz幅を競争的に再割当し、総額50.8億ユーロで落札された。
- オークションとカバレッジ義務を一体的に設計したが、2025年措置では延長を選択した。

③ 2025年の延長措置と義務[35][36]

- 2025年3月の決定により800／1800／2600MHzを2030年末まで延長した。
- 新たなオークション対価は課さず、2030年1月から国土面積99.5%で下り50Mbpsの提供を義務付けた。
- 第4MNOとの1GHz以下帯の共用交渉を義務付け、不調時は独国当局が介入する。
- 4Gホワイトスポット約500カ所の解消も課し、未整備時は最大5万ユーロの制裁金を科す。

④ 直近の動向[35][40]

- 行政裁判所は、オークション条件の策定過程において通信政策所管省庁が関与したことにより独国当局の独立性が損なわれたとして、2019年オークション手続の一部を違法と判断した。
- 独国当局は2025年12月1日、2GHz帯及び3.6GHz帯の将来の割当に関する協議を開始した。
- 2033年頃に満了する帯域については、延長・再割当を含む選択肢を再検討する方針である。
- 2026年5月にMNO D社は2.1GHz帯を5G専用に転換した。

韓国：再割当制度と投資連動型対価

韓国では、有効期間満了時に再割当て審査を行い、利用・整備実績や将来の周波数利用方針等を踏まえて継続利用の可否・期間・条件を判断するとともに、必要に応じて競争的割当ても選択できる仕組みとしている。[43][50]

① 免許制度の特徴[43]

- 自動更新の権利はなく、満了時に電波法に基づく再割当審査が行われる。
- 周波数利用期間は割当方式に応じて設定される（価格競争方式は最長20年、審査方式は最長10年）。
- 再割当を基本としつつ、必要に応じて競争的手続を併用できる。

② 再割当対価と投資促進[43][47][48][49][50][51][52]

- 対価は期待収益に基づき算定され、競争手続の落札額が市場参照値となる。
- 再割当対価は約3.1兆ウォンを基本とし、5G屋内基地局1万局以上で約3.0兆、2万局以上で約2.9兆ウォンへ減額される。
- 既設5G基地局を2026年末までにSA方式へ接続する条件も課された。

③ 履行評価と執行[43][45] [46]

- 割当条件の履行状況は電波管理機関の実地検証を経て点数評価され、30点未満は取消しの対象となる。
- 28GHz帯ではMNO K社及びMNO L社が義務未達により取り消された。
- MNO S社も利用期間を6か月短縮された後、整備目標15,000局に対し実績1,650局にとどまり、2023年5月に取り消された。

④ 直近の動向[50][53]

- 2025年12月、2026年満了の約370MHz幅を既存3社へ再割当することが確定した。
- 内訳はMNO S社155MHz、MNO K社115MHz、MNO L社100MHzである。
- 1.8GHz及び2.6GHz帯は将来の6G利用を見据え利用期間を3年、それ以外は5年とした。

豪州：ESLsプロセスによる更新判断と市場価値評価

豪州では、満了前から更新可否・利用期間・更新対価等を検討するとともに、全国一律ではなく地域特性等を踏まえた条件設定を行うことで、周波数の有効利用と事業者の投資予見可能性の両立を図っている。[57][59][61][62]

① 免許制度の特徴[54][55][57]

- 1992年無線通信法に基づき最長20年の免許を発行でき、自動更新はない。
- 2028～2032年に満了する主要移動通信免許について、ESLs（Expiring Spectrum Licences）プロセスに基づき更新可否を個別審査する。
- 更新・条件変更・再割当のいずれによるかを帯域ごとに豪国当局が判断する枠組みである。

② 更新審査の評価項目[57][59]

- 豪国当局は効率的利用、競争、サービスの継続性、投資、公共利益との整合性を総合評価する。
- 携帯電話向け周波数については、豪国当局は更新を支持する方向性を示している。

③ 更新対価と地方部対応[57][61][62]

- 更新時に更新対価（SAC）を一括で課し、不払いは更新拒否の事由となる。
- SACは市場価値評価（Benchmark valuation）に基づき算定される。
- 全国一律のUse-it-or-Lose-itは採用せず、地方部の活用促進策として地域単位の二次免許（Place-based secondary licensing）の導入を検討している。

④ 直近の動向[57][58][62]

- 豪国当局は2026年5月、更新対象免許の利用対価（SAC）を総額約73.2億豪ドルとする決定を公表した（MNO、通信インフラ業者の4社合計）。
- MNO T社は業界の想定を大幅に上回るとして法的措置の可能性に言及し、他社及び業界団体も評価額に異議を唱えた。
- ESLsプロセスに基づく最初の更新手続として、2026年6月18日に850MHz帯及び1800MHz帯の申請受付が開始された。

05

出典・参考文献

出典　①米国

#	出典	URL
[1]	米国｜Communications Act of 1934	https://www.fcc.gov/sites/default/files/communications-act-1934.pdf
[2]	米国｜FCC 17-105（Wireless Radio Servicesの更新・Renewal Standard）	https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-17-105A1_Rcd.pdf
[3]	米国｜47 CFR §1.949（更新申請・Safe Harbor・Renewal Showing）	https://www.law.cornell.edu/cfr/text/47/1.949
[4]	米国｜47 CFR §1.1102（無線免許の申請手数料）	https://www.law.cornell.edu/cfr/text/47/1.1102
[5]	米国｜FCC 24-93（申請手数料等の改定）	https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-24-93A1_Rcd.pdf
[6]	米国｜FCC「FiberTower Spectrum Holdings」関連決定	https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-13-67A1_Rcd.pdf
[7]	米国｜FCC「Straight Path Communications」執行措置	https://docs.fcc.gov/public/attachments/DOC-342979A1.pdf
[8]	米国｜NTIA「National Spectrum Strategy」	https://www.ntia.gov/programs-and-initiatives/national-spectrum-strategy
[9]	米国｜NTIA「Spectrum Relocation Fund Final Rule」	https://www.ntia.gov/federal-register-notice/2013/spectrum-relocation-final-rule-html
[10]	米国｜NTIA「2019 CSEA Report」	https://www.ntia.gov/sites/default/files/publications/ntia_2019_csea_report_june_2020_0.pdf
[11]	米国｜Public Law 119-21（FCCオークション権限・周波数パイプライン）	https://www.congress.gov/119/plaws/publ21/PLAW-119publ21.pdf?ftag=MSFd61514f

注：リンク先URLは2026年11月15日時点で閲覧可能であることを確認

出典　②英国

#	出典	URL
[12]	英国｜Wireless Telegraphy Act 2006, Schedule 1（免許の変更･取消し等）	https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/36/schedule/1
[13]	英国｜Ofcom「Shared Rural Network Coverage Obligations」	https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/spectrum/spectrum-information/mobile-coverage-obligation/shared-rural-network-coverage-obligations.pdf?v=379965
[14]	英国｜UK Government「Shared Rural Network Consultation」	https://www.gov.uk/government/consultations/shared-rural-network-consultation/shared-rural-network-srn-consultation-document
[15]	英国｜UK Government「Shared Rural Network Transparency Commitment」	https://www.gov.uk/government/publications/shared-rural-network-transparency-commitment-publication/shared-rural-network-srn-transparency-commitment-publication
[16]	英国｜Ofcom「Connected Nations 2024」	https://www.ofcom.org.uk/phones-and-broadband/coverage-and-speeds/connected-nations-2024
[17]	英国｜Ofcom「Connected Nations 2025」	https://www.ofcom.org.uk/phones-and-broadband/coverage-and-speeds/connected-nations-20252
[18]	英国｜Ofcom「Review of Annual Licence Fees」	https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/consultations/category-1-10-weeks/consultation-review-of-annual-licence-fees/main-documents/statement-review-of-annual-licence-fees.pdf?v=403704
[19]	英国｜Ofcom「Statement: Review of Annual Licence Fees」	https://www.ofcom.org.uk/spectrum/innovative-use-of-spectrum/consultation-review-of-annual-licence-fees
[20]	英国｜Ofcom「Mobile Spectrum Licence Duration and Mobile Network Operators' Investment Decisions」	https://www.ofcom.org.uk/spectrum/radio-equipment/mobile-spectrum-licence-duration-and-mobile-network-operators-investment-decisions
[21]	英国｜Ofcom「Enabling mmWave Spectrum for New Uses」	https://www.ofcom.org.uk/spectrum/frequencies/mmwave-spectrum-for-new-uses
[22]	英国｜Ofcom「mmWave Spectrum Award / Auction」	https://www.ofcom.org.uk/spectrum/spectrum-awards/award-of-26-ghz-and-40-ghz-mmwave-spectrum-by-auction
[23]	英国｜Ofcom「Mobile and Wireless Broadband Below 5GHz」	https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/manage-your-licence/mobile-wireless-and-broadband/2.3-3.4-ghz/mobile-wireless-broadband-below-5-ghz-jan-2026.pdf?v=417395

注：リンク先URLは2026年11月15日時点で閲覧可能であることを確認

出典　③仏国

#	出典	URL
[24]	仏国｜CPCE Article L.42-1（周波数利用権の付与・期間等）	https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000043545735
[25]	仏国｜CPCE Article L.36-11（義務違反時の正式催告・制裁等）	https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000047299703
[26]	仏国｜ARCEP「Le New Deal mobile」	https://www.arcep.fr/la-regulation/grands-dossiers-reseaux-mobiles/la-couverture-mobile-en-metropole/le-new-deal-mobile.html
[27]	仏国｜ARCEP「Suivi du New Deal Mobile」	https://www.arcep.fr/cartes-et-donnees/suivi-du-new-deal-mobile.html
[28]	仏国｜ARCEP「New Deal for Mobile」	https://en.arcep.fr/news/press-releases/view/n/new-deal-for-mobile-1.html
[29]	仏国｜ARCEP「New Deal Mobileに関する正式催告」	https://www.arcep.fr/actualites/actualites-et-communiques/detail/n/publication-de-plusieurs-mises-en-demeure-relatives-au-new-deal-mobile-070525.html
[30]	仏国｜ARCEP「900MHz・1800MHz・2.1GHz帯の再割当てに関する公開協議」	https://en.arcep.fr/uploads/tx_gspublication/consult-attributions-900MHz_1800MHz_2-1GHz-050418.pdf
[31]	仏国｜ARCEP「周波数利用料」	https://www.arcep.fr/mes-demarches-et-services/entreprises/fiches-pratiques/les-redevances-dutilisation-de-frequences.html
[32]	仏国｜ARCEP「モバイル事業者の周波数保有状況」	https://www.arcep.fr/la-regulation/grands-dossiers-reseaux-mobiles/la-couverture-mobile-en-metropole/le-patrimoine-de-frequences-des-operateurs-mobiles.html
[33]	仏国｜ARCEP「Decision No. 2018-1389」	https://www.arcep.fr/uploads/tx_gsavis/18-1389.pdf

注：リンク先URLは2026年11月15日時点で閲覧可能であることを確認

出典　④独国

#	出典	URL
[34]	独国｜TKG §92（周波数利用権の期間）	https://www.gesetze-im-internet.de/tkg_2021/__92.html
[35]	独国｜BNetzA「Decision 2025」（800MHz・1800MHz・2600MHz帯の条件付き延長）	https://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/EN/Areas/Telecommunications/Companies/TelecomRegulation/FrequencyManagement/ElectronicCommunicationsServices/Decision2025.pdf?__blob=publicationFile&v=1
[36]	独国｜BNetzA「2025年周波数延長に関する公表資料」	https://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/EN/2025/20250324_frequenzen.html
[37]	独国｜BNetzA「Mobile Broadband – Project 2016 / Draft Decision」	https://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/EN/Areas/Telecommunications/Companies/TelecomRegulation/FrequencyManagement/ElectronicCommunicationsServices/DraftDecisionP2016_pdf.pdf?__blob=publicationFile&v=1
[38]	独国｜BNetzA「Mobile Broadband – Project 2016」	https://www.bundesnetzagentur.de/DE/Fachthemen/Telekommunikation/Breitband/MobilesBreitband/Frequenzauktion/Z_Auktion2016.html
[39]	独国｜BNetzA「携帯電話事業者によるカバレッジ義務の履行状況」	https://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2020/20200810_teilfristversorgungsauflagen.html
[40]	独国｜BNetzA「Frequency Award / Electronic Communications Services」	https://www.bundesnetzagentur.de/EN/Areas/Telecommunications/FrequencyManagement/FrequencyAward/FrequencyAward_node.html
[41]	独国｜TKG §224（周波数関係の負担金・料金）	https://www.gesetze-im-internet.de/tkg_2021/__224.html
[42]	独国｜FSBeitrV §3（周波数保護負担金）	https://www.gesetze-im-internet.de/fsbeitrv/__3.html

注：リンク先URLは2026年11月15日時点で閲覧可能であることを確認

出典　⑤韓国

#	出典	URL
[43]	韓国｜国家法令情報センター「電波法」	https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=276245
[44]	韓国｜国家法令情報センター「周波数割当申請等の詳細手続」	https://www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000278022&chrClsCd=010201
[45]	韓国｜MSIT「周波数政策関連公表資料」	https://www.msit.go.kr/eng/bbs/view.do?bbsSeqNo=42&mId=4&mPid=2&nttSeqNo=753&pageIndex=3&sCode=eng
[46]	韓国｜政府政策広報「28GHz帯5G割当条件の履行評価・措置」	https://www.korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=156537441
[47]	韓国｜聯合ニュース「2.1GHz帯周波数再割当て方針」	https://www.yna.co.kr/view/AKR20151130089200017
[48]	韓国｜聯合ニュース「2016年周波数オークション計画」	https://www.yna.co.kr/view/AKR20160304083200017
[49]	韓国｜聯合ニュース「2016年周波数オークション結果」	https://www.yna.co.kr/view/AKR20160502092400017
[50]	韓国｜政府政策広報「2026年周波数再割当政策	https://www.korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=156734418
[51]	韓国｜政府政策広報「2026年周波数再割当・投資連動型対価」	https://www.korea.kr/briefing/policyBriefingView.do?newsId=156734418
[52]	韓国｜政府政策広報「5G SA移行関連公表資料」	https://www.korea.kr/briefing/pressReleaseView.do?newsId=156746162&pWise=sub&pWiseSub=C5
[53]	韓国｜MSIT「Spectrum Plan 2024–2027関連資料」	https://www.msit.go.kr/eng/bbs/view.do?bbsSeqNo=42&mId=4&mPid=2&nttSeqNo=517

注：リンク先URLは2026年11月15日時点で閲覧可能であることを確認

出典　⑥豪州 ⑦日本

#	出典	URL
[54]	豪州｜Radiocommunications Act 1992	https://www.legislation.gov.au/C2004A04465/2024-04-09/2024-04-09/text/original/epub/OEBPS/document_1/document_1.html
[55]	豪州｜ACMA「Spectrum licences」	https://www.acma.gov.au/spectrum-licences
[56]	豪州｜ACMA「Spectrum licences - Licence period」	https://www.acma.gov.au/spectrum-licences#licence-period
[57]	豪州｜ACMA「Expiring Spectrum Licences」	https://www.acma.gov.au/expiring-spectrum-licences
[58]	豪州｜ACMA「ESL Application Guidelines」	https://www.acma.gov.au/sites/default/files/2026-05/Expiring%20spectrum%20licences_application%20guidelines.pdf
[59]	豪州｜ACMA「ESL Stage 3 Preliminary Views」	https://www.acma.gov.au/consultations/2025-04/expiring-spectrum-licences-stage-3-preliminary-views
[60]	豪州｜ACMA「Preliminary Views Paper 3 - Licence duration and licence statements」	https://www.acma.gov.au/sites/default/files/2025-04/Preliminary%20views%20paper%203%20-%20Licence%20duration%20and%20licence%20statements.pdf
[61]	豪州｜ACMA「ESL Stage 2 - Information gathering and alternative licence conditions」	https://www.acma.gov.au/consultations/2024-03/expiring-spectrum-licences-stage-2-information-gathering-and-views-uses-frequency-bands-and-alternative-licence-conditions
[62]	豪州｜ACMA「Pricing for Expiring Spectrum Licences」	https://www.acma.gov.au/articles/2026-05/acma-releases-pricing-expiring-spectrum-licences
[63]	豪州｜ACMA「Investigations into Telco Providers」	https://www.acma.gov.au/investigations-telco-providers

#	出典	URL
[64]	日本｜電波法（e-Gov法令検索）	https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000131
[65]	日本｜電波法施行規則（e-Gov法令検索）	https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000014

注：リンク先URLは2026年11月15日時点で閲覧可能であることを確認

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。